金庫の概要及び組織に関する事項

組織

役員の紹介

理事長	（代表理事）	久保田　範昭
常務理事	（代表理事）	井下　剛隆
常務理事	（代表理事）	吉柳　貴司
常勤理事		中野　雅司
常勤理事		瓜生　恭則
常勤理事		梶原　信一
理　　事		竹之内　髙司（注1）
常勤監事		斎藤　隆一
監　　事		中野　宏冶（注2）

（注1）理事 竹之内髙司は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事であります。
（注2）監事 中野宏冶は、信用金庫法第32条5項に規定する員外監事であります。
（2026年7月1日現在）

役員の状況

役員数

定款に定める理事数　8人以内

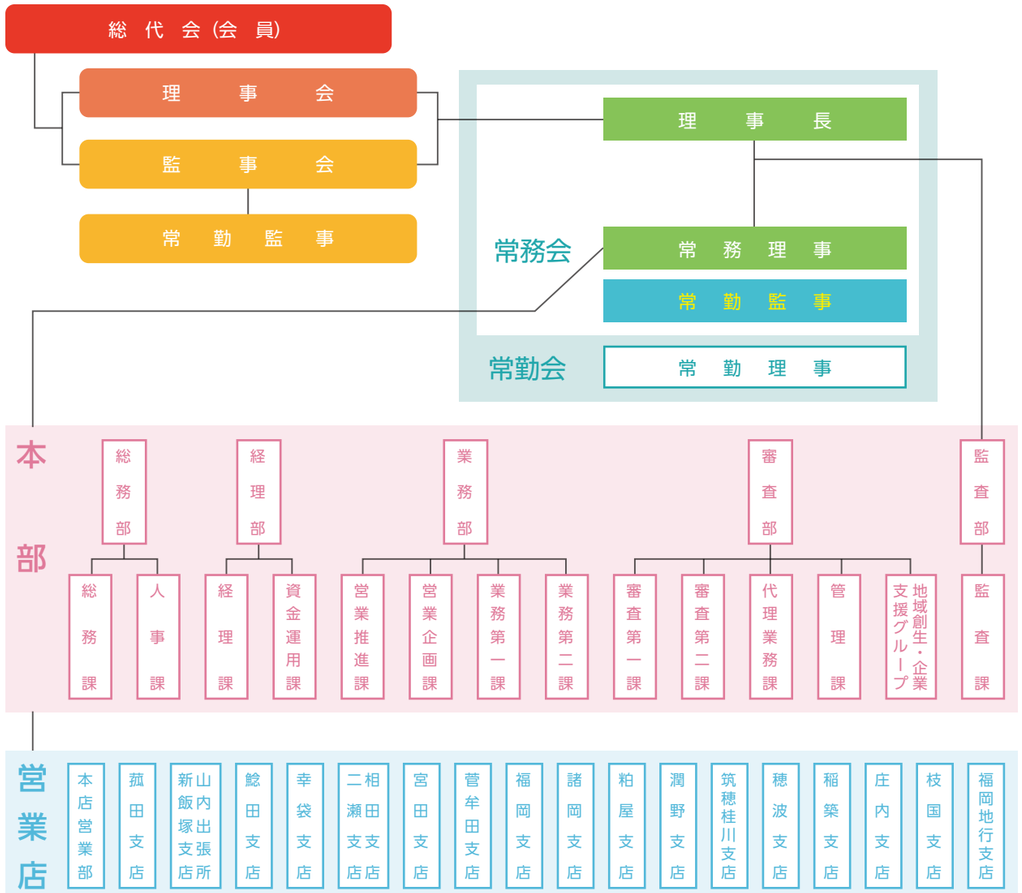
定款に定める監事数　2人

区分	2023年度末	2024年度末	2025年度末
理事（うち非常勤）	7人（1人）	7人（1人）	7人（1人）
監事（うち非常勤）	2人（1人）	2人（1人）	2人（1人）
合計	9人（2人）	9人（2人）	9人（2人）

会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

組織図（2026年7月1日現在）



委員会組織図（2026年7月1日現在）



各種委員会の目的

経営環境の変化に伴い、飯塚信用金庫が処理すべき分野は年々拡大しており、各部各課並びに営業店における諸案件は、増大してきています。各種委員会は、これら諸問題に対し迅速に対応すべく、金庫横断的に各種委員会を設け問題解決を図ることを目的としています。

本部会

当金庫の各種課題や懸案事項について検討・協議し、健全経営の維持に資することを目的としています。

ALM委員会

経営環境の変化に伴い発生する金利変動リスク、流動性リスクなど種々のリスクを極力回避し、資金調達、運用の迅速化、最適化を図るべく、当金庫の資産、負債を総合的に管理することを目的としています。

金利小委員会

ALM委員会の下部組織として、金融市場見通しにもとづき、資金の調達・運用の適正化を図り、経営上必要な収益を確保することを目的としています。

コンプライアンス委員会

責任ある健全な業務運営を遂行するため、法令等遵守態勢の検討をおこない、金庫の健全な発展に資することを目的としています。

コンプライアンス担当者部会

コンプライアンス委員会の下部組織として、部課店毎に担当者を配置し、定期的に店内で研修会を実施するほか、チェックリストに基づいて日常における法令等遵守状況の管理を目的としています。

法務委員会

当金庫の業務活動が法的側面や庫内体制面において整合性のあるものかを検討し、法務リスクの主管部署としてのリーガルチェックの充実を図り、信用の維持確保を図ることを目的としています。

リスク管理委員会

当金庫の直面する全てのリスクに関して、それぞれのリスク・カテゴリーごとに評価することにより総体的に捉え、自己資本と比較・対照する等の方法により、統合的なリスク管理を行っています。

賞罰委員会

当金庫就業規則第68条に基づき、職員の表彰または懲戒の公平を期すことを目的に理事長の諮問機関として設置されました。

危機管理対策委員会

水害・火災・地震等の災害、強盗やサイバーテロ等の犯罪、停電やコンピューターシステムの障害等の事故、風評リスクによる取り付け騒ぎが発生した場合にも業務を中断することなく、営業店窓口・渉外および事務部門において来店客を含む取引先へ向けたサービスを継続するための対策を行うことを目的としています。

情報保護管理委員会

「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、保有する個人情報を適切に取り扱うための管理態勢を金庫全体で統一的に行うことを目的としています。

規定検討委員会

金庫業務運営の健全性と効率性を確保するため各種諸規程等の整備促進を図ることを目的としています。

資産査定室

早期是正措置制度の運用上定めた資産の自己査定を適切かつ正確に行うため、理事長の諮問に応じると共に、資産査定についての意見を具申することを目的としています。

企業支援推進委員会

地域密着型金融を推進するため、取引先企業の育成支援、生産性の向上への助言を行い、取引顧客の資産形成を手助けすることを目的としています。

金庫の概要及び組織に関する事項

総代会

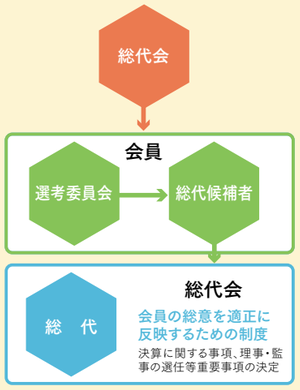
総代会制度について

当金庫は、「会員による自治」を基本に、会員同士の「相互信頼」と「相互繁栄」の精神を基本理念とした協同組織金融機関です。こうした協同組織金融機関である信用金庫の最高意思決定機関は総会となります。信用金庫の会員は出資口数に関係なく、ひとり1票の議決権を持ち、総会を通じて経営に参加することができます。しかし、当金庫においては、会員数が大変多く、総会の開催が事実上不可能なことから、総会に代えて会員の代表者からなる総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関であり、会員ひとりひとりの意見を適正に反映できるよう、会員の中から選任された総代により運営されております。また、当金庫では総代会に限定することなく、日常の営業活動を通じて、総代や会員の皆さまをはじめとして、さまざまなお声を経営施策に反映させるように努めております。総代の選任や総代会の運営方法等につきましては、基本的事項は信用金庫法に、細則は当金庫の定款に定められております。そして、こうした事項の基本は「会員の自治」であります。

総代会制度

総代会は、会員ひとりひとりの意見を適正に反映するための、開かれた制度です。



❶改選期前年の通常総代会により、会員のうちから選考委員を選任する。

❷選任規程に基づき総代候補者を選考

❸理事長は、総代候補者氏名を店頭掲示し、所定の手続きを経て、会員の代表として総代を委嘱。

総代とその選任方法

❶総代の任期・定数

●総代の任期は3年です。

●総代の定数は50人以上80人以内で、会員数に応じて選任区域ごとに定められております。

❷総代の選任区域

●当金庫の地区を7区の選任区域に分かち、総代の定数は会員数に応じて選任区域ごとに定めております。

❸総代の選任方法

●総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っています。そこで、総代の選考は「総代の資格基準」に基づき、次の手続きを経て選任されます。

①会員の中から総代候補者選考委員を選考する。

②その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。

③その総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

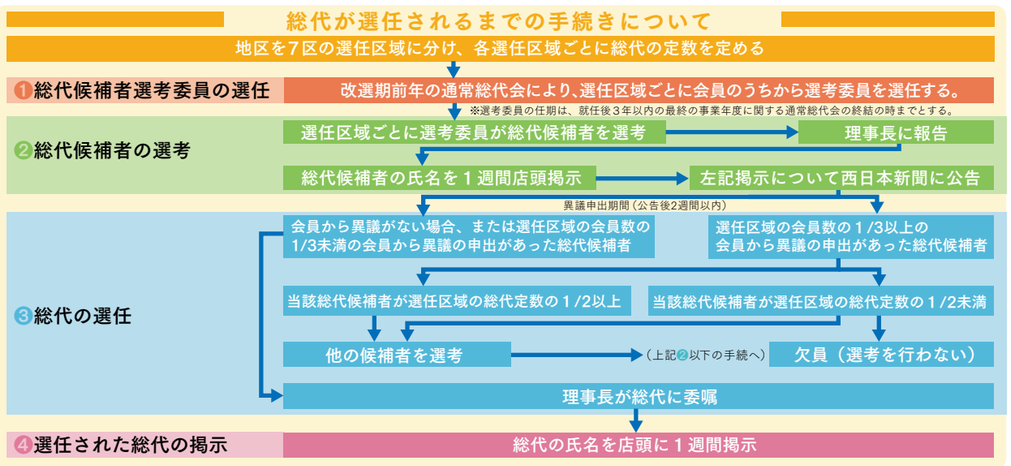
❹総代の資格基準

●当金庫の会員のうち ①総代としてふさわしい見識を有している者　②良識をもって正しい判断ができる者

③人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している者　④その他総代候補者選考委員が適格と認めた者

総代が選任されるまでの手続きについて

地区を７区の選任区域に分け、各選任区域ごとに総代の定数を定める



第83期通常総代会の決議事項

第83期通常総代会（2026年6月26日）において、次の事項が付議され、いずれも原案通り承認可決されました。

報告事項　第83期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件

決議事項　第1号議案：第83期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）剰余金処分案承認の件

第2号議案：定款第15条に基づく所在不明会員の除名の件

第3号議案：理事及び監事選任の件

第4号議案：役員退職慰労金贈呈の件



総代名簿

（2026 年 4 月 1 日現在）

区	地区名	定数	総代数	総代氏名（敬称略）（注）総代氏名後の丸数字は就任回数を表示しています。				
1	飯塚市（本町、西町、宮町、片島、飯塚、吉原町、徳前、東徳前、西徳前）	7	7	藤井　正喜④	石橋　誠也③	吉浦　裕二②	井上　雅之②	内藤　修也②
				古川　元紹①	室井　秀行①			
2	飯塚市（菰田東、菰田西、菰田、鶴三緒、堀池、忠隈、南尾、平恒、楽市、天道、太郎丸、椋本、久保白、高田、枝国、若菜、秋松、椿、安恒、津原、舎利蔵、弁分、小正）	11	11	三浦　修己⑥	林　幸治⑤	西尾　康雄⑤	竹本　健④	前田　恵理②
				平嶋　靖之②	栗原　公司②	松尾　政俊②	山下　勝①	東　圭一郎①
				加藤 謙太郎①				
3	飯塚市（新飯塚、立岩、新立岩、芳雄町、柏の森、下三緒、上三緒、川島、鯰田、勢田、鹿毛馬、佐與、口原、綱分、山倉、入水、高倉、筒野、赤坂、有安、有井、庄内元吉、大門、仁保、多田）	15	15	野見山　俊之⑤	瀧本　和徳⑤	古谷　文孝④	廣瀬　順次④	津田　信②
				阿部　敬次②	塩見　孝則②	中嶋　慎一郎②	上野　芳嗣②	平野　大輔②
				坂口　哲也①	畠中　五恵子①	深野　義弘①	赤間　秀樹①	谷口　正知①
4	飯塚市（幸袋、中、庄司、津島、柳橋、目尾、吉北、川津、横田、伊岐須、伊川、相田、大日寺、花瀬、潤野、明星寺、八木山、建花寺、蓮台寺）	15	14	佐藤　健二⑥	有吉　崇⑥	田中　裕幸⑤	濵　良一④	白山　勝也④
				小川　和男②	肘井　孝之②	山下　平②	藤田　保浩②	梅尾　裕一②
				髙城　無憂①	瓜生　正之①	野上　英敏①	木村　幸道①	
5	飯塚市（長尾、平塚、北古賀、阿恵、筑穂元吉、内野、桑曲、弥山、馬敷、山口、大分、内住）嘉麻市、田川市、桂川町、田川郡、行橋市、豊前市、京都郡、築上郡	11	11	黒木　盛幸⑤	髙木　和夫④	三宅　利夫④	金田　義幸④	佐藤　弘明④
				西山 泳三郎②	塚本　伝彦②	木本 功次郎②	辻田　光之①	大熊　将広①
				田村　勝己①				
6	宮若市、鞍手町、直方市、小竹町、中間市、宗像市、福津市、北九州市、遠賀郡	9	8	石橋　康宣⑧	的野　弘明④	塩川　剛敏③	吉村　修治②	松岡　信裕②
				塩川　拓司①	落合　重太①	石田　孝彰①		
7	福岡市、春日市、大野城市、筑紫野市、古賀市、太宰府市、小郡市、朝倉市、糟屋郡、那珂川市、朝倉郡、糸島市、久留米市、うきは市、大川市、柳川市、筑後市、みやま市、大牟田市、八女市、大刀洗町、広川町、大木町	12	12	林　覚乗⑥	倉田　省三④	石橋　充教④	岩井堂 政裕④	竹藤　彰茂③
				加藤　重信②	本多　敏昭②	藤　浩太郎②	渡邉　隆生①	牛尾　弘幸①
				野上　正嗣①	古田　武史①			
	合　計	80	78					

注）地区別、総代選任年月日順、年齢順に記載しております。

総代の属性等別構成比

総代「業種別」

業種別	人数	割合
卸売・小売業	22	28%
その他のサービス業	13	17%
建設業	12	15%
不動産業	7	9%
製造業	10	13%
医療・保健・福祉	3	4%
電気・ガス	4	5%
教育・学習支援	3	4%
個人その他	4	5%
合　計	78	100%

総代「年代別」

年代別	人数	割合
４０歳代	3	4%
５０歳代	16	21%
６０歳代	37	47%
７０歳代	22	28%
合　計	78	100%

総代「職業別」

職業別	人数	割合
法人役員	71	91%
個人事業主	6	8%
個　人	1	1%
合　計	78	100%

※構成比は、小数点以下第２位を四捨五入しております。

金庫の概要及び組織に関する事項

当金庫の主要な事業の内容

❶預金及び定期積金の受入れ
❷資金の貸付け及び手形の割引
❸為替取引
❹上記❶～❸の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務

(1) 債務の保証又は手形の引受け
(2) 有価証券((5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするもの又は書面の取次ぎ行為に限る。)
(3) 有価証券の貸付け
(4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券(以下「国債証券等」という。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
(5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務
(6) 短期社債等の取得又は譲渡
(7) 次に掲げる者の業務の代理
株式会社日本政策金融公庫
独立行政法人住宅金融支援機構
独立行政法人勤労者退職金共済機構
日本銀行
年金積立金管理運用独立行政法人
独立行政法人福祉医療機構
独立行政法人農林漁業信用基金
農業信用基金協会
漁業信用基金協会
独立行政法人中小企業基盤整備機構
日本酒造組合中央会
一般社団法人しんきん保証基金
公益財団法人不動産流通推進センター
(8) 次に掲げる者の代理又は媒介(内閣総理大臣が定めるものに限る。)
イ　金庫(信用金庫及び信金中央金庫)
(9) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
(10) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
(11) 振替業
(12) 両替
(13) デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)であって信用金庫法施行規則で定めるもの((5)に掲げる業務に該当するものを除く。)
(14) 地域活性化等業務(信用金庫法施行規則で定めるもの)
(15) 金の取扱い

❺国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務(上記❹により行う業務を除く。)
❻法律により信用金庫が営むことのできる業務

(1) 保険業法(平成7年法律第105号)第275条第1項により行う保険募集
(2) 当せん金付証票法の定めるところにより、都道府県知事等からの委託または都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行う当せん金付証票の販売事務等
(3) スポーツ振興投票の実施等に関する法律の定めるところにより、独立行政法人日本スポーツ振興センターからの委託または独立行政法人日本スポーツ振興センターの承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行うスポーツ振興投票券の販売業務等
(4) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等(債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。)
(5) 電子記録債権法第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務
(6) 中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律(令和3年法律第80号)第54条第1項により行う共済募集

信金中央金庫のご案内

信金中央金庫(略称:信金中金)は信用金庫のセントラルバンクです。

信金中央金庫(略称:信金中金)は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関であり、信用金庫の中央金融機関として1950年に創立しました。
さまざまな金融商品・サービスを提供しているほか、全国の信用金庫から預け入れられた豊富な資金を国内外の金融市場における有価証券投資や事業会社などへの貸出により運用しています。
また、信金中金は、「地域の課題を解決する機能」、「信用金庫のセントラルバンク機能」および「機関投資家としての機能」を有しており、地域社会の皆さまに質の高いサービスを提供することで、地域におけるさまざまな課題を解決し、信用金庫とともに持続的な成長を目指しています。

信金中金の機能

①「地域の課題を解決する機能」
②「信用金庫のセントラルバンク機能」
③「機関投資家としての機能」
という3つの機能を有しています。

1 地域の課題を解決する機能

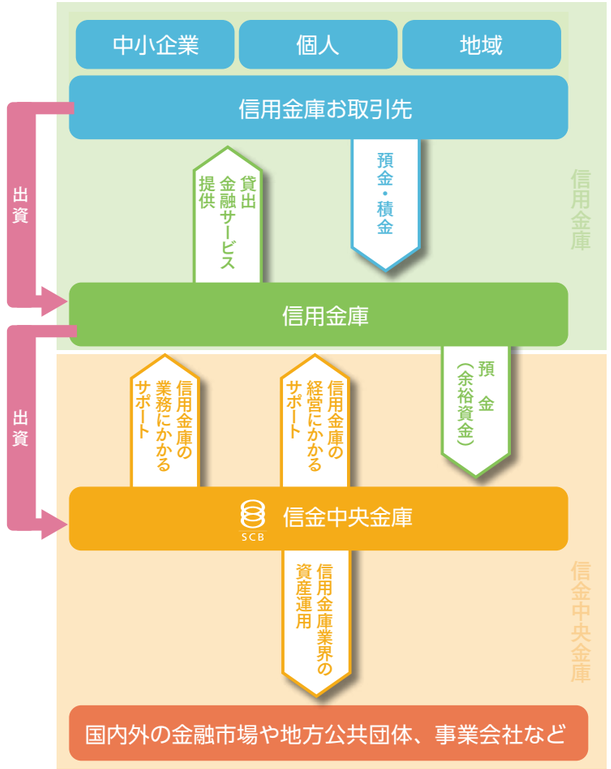
信用金庫がお客さまのために行っている多様な業務をサポートし、顧客ニーズの多様化・高度化に信用金庫が迅速に対応できるよう、中小企業のビジネスマッチングや海外展開、個人の資産形成や相続、地域創生やフィンテックの活用などに取り組んでいます。

2 信用金庫のセントラルバンク機能

信用金庫の収益力向上や健全性確保などに向けて、信用金庫のセントラルバンクとして、コンサルティング機能のさらなる強化や信用金庫業界のサイバーセキュリティ対策のほか、信用金庫経営力強化制度等の適時・適切な運営を通じて、信用金庫業界の信用秩序の維持に万全を期しています。

3 機関投資家としての機能

全国の信用金庫から預け入れられた預金や金融債を発行して調達した資金を、国内外の金融商品や事業会社などへの貸出により運用しています。また、グローバルに投融資を行っている金融グループとして持続可能な社会の実現に向け、ＥＳＧ投融資等を推進しています。



【信用金庫】

金庫数	254金庫
預金量	161兆円

店舗数	7,054店舗
役職員数	95,599人

【信金中金】

資金量	30兆円
拠点数	
国内	14拠点
海外	5拠点

役職員数	1,324人

(2026年3月末現在)

クローバーしんきんグループの活動

『クローバーしんきんグループ』は、福岡・筑豊地区の4金庫(飯塚・遠賀・田川・福岡)を構成メンバーとして、平成22年6月1日に発足しました。
私たちは、加盟各金庫の独自性を尊重しつつ、相互の連携を深めていくことにより、場合によっては、1金庫ではなしえない総合的金融サービスをも提供させていただき、地域の経済、社会に貢献することを目指しています。

CLOVER SHINKIN GROUP

シンボルマーク
豊穣の象徴である四つ葉のクローバーと幸運の象徴であるてんとう虫で、4つの信用金庫とその連携・協力を表現。